

平成 31 年

第 1 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 31 年 1 月 29 日(火)

教育委員会会議録

- 1 招集日時
平成 31 年 1 月 29 日(火) 13 時 14 分～
- 2 招集場所
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員
教育長 笹山 忠則
教育長職務代理者 末次 龍一
委員 水谷 知子
委員 金澤 精子
委員 大宮 克弘
- 4 欠席委員 無
- 5 出席職員等 米谷教育部長
土肥教育総務課長
山本指導室長
岩本防災食育センター長
上田生涯学習課長
橋本文化課長
増田スポーツ振興課長
大園教育政策係長
秋永学校管理係長
- 6 議題及び議事の概要
別紙
- 7 閉会 16 時 5 分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

平成31年1月29日

開議 13時14分

1. 開会

○教育政策係長 大園健朗君

それでは、定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、ただいまから平成31年第1回の教育委員会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、御案内があります。委員の皆様のお手元に、本日の追加資料を配付しております。1点目が議案第1号 平成30年度第5次補正予算案についての差し替えの資料になっております。これにつきましては、文化課の差し替え資料になっております。

2点目が議案第2号 平成30年度当初予算案についての差し替え資料となっております。これにつきましては学校管理課と指導室のほうの差し替え資料となっておりますので、そちらを御覧ください。

最後に3点目、議案第5号 行橋市いじめ問題調査委員会条例案について、これは、申し訳ございません、資料が間に合わず、本日配付となっておりますので、議案第5号については、そちらのほうを御覧ください。

それでは教育長、よろしく申し上げます。

○教育長 笹山忠則君

それでは定足数に達していますので、平成31年第1回目の定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回議事録の承認

○教育長 笹山忠則君

それでは、まず前回会議録の御承認をいただくことを議題とさせていただきます。この件については、既にお手元に配付させていただいております。何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございました。ないということですので、御承認いただいたものとさせていただきます。

3. 教育長事務報告

○教育長 笹山忠則君

次に、教育長の事務報告でございます。これは昨年12月25日から、今年の1月28日までの事務について記載をした資料を、これも事前に配付させていただいておりま

すので、お読みいただいた後、内容について御質問等がございましたら、お願いいたします。

大宮委員、どうぞ。

○委員 大宮克弘君

地区の委員の方にはお話をさせていただいたんですが、1月に入ってから、これは毎年のことだと思うんですけども、各校区で行う懇親会とか親睦会とかいろいろ名前がついておりますけれども、そういう集りを、やらない校区は恐らくこれを見た限りではないというふうに思うんですね。

これが全ての校区で行われて、それに対する出席者というのをしたんですけども、教育長が出られて、場合によったら市長・副市長、校区によっては事務方も出て、校長先生・教頭先生、PTAも出るということがある。メンバーは校区によっては若干違う場合もあるということで、それは全ての校区でそういう懇親会というのが、例えば1月5日に3つありますが、これ3つが重なるんじゃなくて、全部時間を変えて重ならないように、これが全て行われるように、ちゃんと時間を練っている。

○教育長 笹山忠則君

一部は重なっていますが。

○委員 大宮克弘君

一部は重なりますが、そういう会があるということですが、これは全部の校区でこういうことをやって、今度2月1日に教育長を囲む会というふうなタイトルで、また京都ホテルで同じような会がありますね。それはその校区の皆さんが集まって、またやるというようなことで、1日の会は全体の校区の人たちが集まるということ、あと1月にあったのは、それぞれの校区ということですが、そんなに集まる必要があるんでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

私の口からは、それはちょっと言いにくいんですが。

○教育長職務代理者 末次龍一君

これは、内容として、2月は教育長を囲む会というのは、PTAのほうが、市P連が主催というか、そういうかたちでやられるので、来るのがPTAとか学校関係、ただ賀詞交歓会というのは、来られるとしたら学校関係はPTAの会長くらいは来るところもあれば、来ないところもあるし、後は学校の先生は呼ばれているけれども、それ以外の例えばPTAの役員とかいうのは、母親委員とか、そういうのは来られていないし、一つ仲津校区は、賀詞交歓会はないんですよ。

あくまでも賀詞交歓は教育長が要は主体でもないし、教育長を囲む会というのは、教育長が真ん中にいていろいろ意見を聞く、教育長もお話をされると、内容がちょっと若

干渉とは思いませんけどね。

○委員 大宮克弘君

そうしたら教育長は、この1月の会には、全て御出席されたんでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

書いてあるのは、全部出席いたしました。呼ばれていますので。

○委員 大宮克弘君

全てに出席する必要は、僕はないんじゃないかと思うんですけど、どうですか。時間と労力の無駄じゃないかと思いますが。

○教育長職務代理者 末次龍一君

賀詞交歓自体は、挨拶をされるのは市長が挨拶をされるけど、教育長が挨拶される場というのは、大体のところではないと思うんですよね。そういう意味では、大宮委員言われるように、教育長は本当に忙しい中、全部に出席するというのは、大変だなと僕も思っているので、そこ辺は何か・・

○委員 大宮克弘君

私がこういう指摘をしたのは、今はどの業界でも、新年のこういう交歓会というのがいろいろ、教育でなくても建築でも、建築におられたから分かると思うんですけど、いろんな業界でもあったんですよ。金融なんかでもあったんですよ。ですけど、近年そういう会は減らしているんですよ。なるべく無駄なことはやらないで一つにまとめられることはまとめて、もう皆さんでちゃんとやりましょうと。目的が挨拶だけならそれでもいいんですけど、例えば教育長を囲む会の、もう1回少しメンバーは違うかもしれませんが、PTAの方や先生方がお集りになるんですが、趣旨が教育長を囲む会、という名目で教育長のお話もあるんですが、僕の目には正直言って教育長のお話ありきの会というよりも、どちらかというと宴会を通じての交歓会という印象が非常に強いんですよ。

ですから教育長が30分お話をされて、教育長はいろんなところでお話をされることが、こういう校区の会に行ったときにも少しお話をされる場合もあるかもしれませんが、そのお話されたことが本当に会のメインになっているのか、というふうに思うと、ちょっとこの何年間か見てきていて、違うんじゃないか。もう本当に教育長を囲む会とかそういう勉強会、研修会という名にするのであれば、教育長がお話をする。その場合、後は事務方の方たちも皆さんもたくさん出られますよね。

例えば新しく教育委員会に入って、僕もそうでしたけども、新しく教育委員会に入って、教育長を囲む会、いっぱい先生方も来ていらっしゃって、PTAの方も来られて、ポンと一人テーブルに座って、非常に孤立した感じを受けると思うんですよ、宴会だとですね。そういうふうな、それは、僕はあまり良くないなと思うのと、それと宴会を趣

旨とするよりも、今の時代というのは、例えば宴会をどんどんやろうというのは、どの業界でも、ちょっと抑えているんですね。そういうようなことを飲んでやあやあやるような時代じゃない。むしろ教育長の話もある、それから総務課からのお話もある、防災食育センターからもこういうことをやっています、文化課からもこういうことをやっていますということを、実際に教育長を囲んで、いわば教育委員会を囲むようなかたちにして、そういう10分なり15分なり、こういう活動をこういうふうに教育委員、教育長とともにやっていますよ、ということをして、それに大半の時間を使って、最後に残った20分か30分どうぞ、お時間のある方は御歓談くださいというかたちで、立食でやるのが、僕は今のスタイルではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長職務代理者 末次龍一君

大宮委員、おっしゃることはよく分かるんですが、主催者がいずれも教育委員会が主催者じゃないんで、主催者の意向で進行もされるし、それは仮に市P連に、こういうふうにされたらどうですか、という意見をするのはいいけど、こちらサイドで操作するような内容でもないんですね。ただ意見を、僕は全部が全部じゃないけど、賛同するところもありますけれども、いずれも、どちらも賀詞交歓も教育長を囲む会も、主催者はあくまでも学校のPTAであったり各校区ですから、後さっきの話に戻るけども、やはり市の三役というのは教育長が入っているんで、招待されるのも、それを断るといっても中々難しいところがあると思います。

今までもそういうふうなかたちで歴代の教育長も全部出席されてきているから、だから代わりに他の人が出ればということもあるんですが、あれは部長たちも招待状が来るわけですか。

○教育部長 米谷友宏君

はい、校区によっては違いますけども、全部長に来るケース、もしくは校区出身、もしくは校区の部長に御案内がくるケース、いろんなまさに主催者の校区のお考えによって。ただ末次委員さんがおっしゃられたように、市の三役には、一応そういう賀詞交歓会の催しを計画している校区については、三役には全員御案内がきます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

代理を立てるとしたら、さっきも仲津校区がないんで、金澤委員が代理で出られるということは可能かも分からないけれど、やっぱり呼ぶほうとしては、必ず三役には来てもらいたいということで、各校区の区長会は案内を出していると思いますので、うちの校区だけ来ていないというのは。

○委員 大宮克弘君

そうですね、末次委員が言われるように、主催はあくまでもPTAということで。

○教育長 笹山忠則君

いえPTAじゃないです。PTAが主催するのは、先ほどのPTAの、囲む会だけです。それ以外はみな区長さんが。

○委員 大宮克弘君

囲む会はPTAが主催ということですが、しかしPTAとは同じですよ。

○教育長職務代理人 末次龍一君

だからね、今回の会長も、内山さんかな、結構、話は分かる人だと思うので、率直に意見を、こういうふうにしたらどうですか、たとえば、それは、僕はいいと思いますよ。

○委員 大宮克弘君

それが僕はこういうふうに思うことであって、教育長、あるいは他の教育委員会の中の課長、部長ですね、どういうふうに考えられて、そういうふうな時代の流れとともに、こういうふうになっているんですけど、いかがでしょうか、ということを促すことは、僕はできるんじゃないかと思います。

○教育長職務代理人 末次龍一君

いや、それはもうできると思います。

○委員 大宮克弘君

それを何も言わない、何も言わなかったら、この先、10年間、20年間、ずっとこのままなんじゃないですか。

やっぱり着席の形式の会にしていますよね。あれを見ていて、皆、ちゃんと御飯を食べているかという、そうでもないし、あれを僕は席をませごちゃにして、せっかく集まるんですから、校区ごとで固まらないで、もう全部校区を関係なしでやって、それで本当に皆さんの親睦を図ろうと思うなら、そういう会にすればいいのにと、その意見もちょっと今回は通らなかつたみたいですけど、何も言わなければいつまででもそうで、新しく委員会に配属されて、そういう会に出たときに、本当にじゃあ新しい方を歓迎しますよ、どうぞと、紹介しますよという、そういう雰囲気でもないし、どちらかという、ポツンと一人取り残されて、何か誰も話しかけてもくれないし、こちらが話さなければ何も話さないという、今まで何回か行かせていただいて、ちょっと閉鎖的な感じも実際に私もしました。それは良くないんじゃないかなと思います。

○委員 金澤精子君

ガンガン話していきましょう、大宮委員。大宮委員さんが今日ここで教育長さんの行動の日程の中で出されたということは、教育長さんがいろんなことに回数をたくさん出で、教育長さんの体を気遣っての意味が大きいのか、世の流れがいま飲み会の自粛モード、飲み会というのを減らしましょうという。

○委員 大宮克弘君

両方を言っています。

○委員 金澤精子君

両方を言っているんですね。

○委員 大宮克弘君

教育長、忙しい忙しい、大変大変と言っているんだったら、もっと仕事を合理化してシンプルにすればいい。それを先導するのは教育長がある程度、そういう意見を持っていただかないと、何も変わらないと思います。

○委員 金澤精子君

分かりました。しかし校区の賀詞交歓会にしても、これはもう私たちがどうのこうのと言う立場のものでもないから、これは置いておいて、教育長さんと語る会に関しては、後のほうの意見ですね、さっき末次委員さんがおっしゃった、あの意見をもう今年はスルーしたみたいだけど、やはりもう1回、教育委員会ではそんなのが議題になっているよ、皆そう思っているよ、というので伝えていただきましょうよ、生涯のほうで。それでいいんじゃないですか。

○委員 大宮克弘君

少しずつ少しずつ変わっていけばいい。

○委員 金澤精子君

やっぱり同じテーブルで話していても、いつも同じ、配慮してくれて今元校区とか、自分の住んでいる校区の所に、毎年置いてくださっているから、実は違う所の校区とも喋りたいし、だからそういうところは希望として持っているので、言っていたくださいましょう。

○教育長 笹山忠則君

水谷委員、どうぞ。

○委員 水谷知子君

教育長を囲む会はですね、PTAの方とか母親代表さんにとっては、教育長と話せたり、教育委員会の事務局の方と話せたりする、貴重な場であり、中々そういう機会はないと思います。私が教育長を囲む会に初めて参加させていただいて、もう7年目くらいになります。母親代表で初めて参加させていただいたので、そのときからほぼ内容は変わらないように思いますので、大宮委員がおっしゃったように、少し内容の提案だったり、それは教育委員会のほうからしていてもいいのではないかなと、私も思いました。すみません、以上です。

○教育長 笹山忠則君

教育部長、どうぞ。

○教育部長 米谷友宏君

実は昨年も大宮委員さんから同じ内容の御指摘をしていただいていたというのを、私も記憶しております、実は今朝がたの来週以降のミーティングの中で、その件を実は内部のミーティングの中で、私のほうからちょっと口火を切って、委員さんからそういう御意見があった、ということを一応テーブルに載せました。

末次委員さんがおっしゃられたとおり、PTAさんの主催なので、中々私ども御案内をいただいている立場なので、どのタイミングで、またどういったかたちでというところが、少し考えていかないといけないところがあるのかなど。ただ直近になりましたけれども、事務方を御担当いただいている学校のほうには少しそういったかたちで、今がどうこうということじゃなく、より柔軟に意見交換ができるような、そういう会にさせていただく配慮ができたらいいいね、というような意見を委員さん方からいただいたという話はお伝えをして、たぶんまた年度替わりがこの時期ですので、また少し御担当する校区等もかわるかもしれませんけれども、きちっと連絡をしていただく、また引き継いでいただくかたちで、いいほうにさせていただければいいのかなというかたちで、ちょっと今後、こういう御意見が出たということは伝えておこうと思います。

(「よろしくお願いします」の声あり)

○教育長 笹山忠則君

それで、よろしいでしょうか。

○委員 大宮克弘君

はい。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。それでは他に御意見は、ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、これで教育長事務報告を閉じさせていただきます。

4. 協議・報告事項

(1) 職員の人事異動について

○教育長 笹山忠則君

次に、協議・報告事項に入らせていただきます。

第1番目、職員の人事異動についてであります。担当部署、説明をお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育総務課から説明いたします。お手元に教育委員会事務局職員人事異動の一覧を記入した紙をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。

前回の教育委員会の際に職員の処分について御審議をいただいたところですが、教育委員会が12月25日開催で、その日に審議をしていただいて、12月25日です

ね、その日付で処分がなされております。その関係で、学校管理課長が学校管理課参事、教育部長が教育部長兼学校管理課長という異動がなされております。

また併せまして、指導室の次長が12月31日付をもちまして、長峡中学校教頭ということで、こちらも異動がなされておりますので、12月31日付で指導室の次長は行橋市を退職というかたちになっておりますので、御報告をさせていただきます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。ただいま報告のありましたとおりでございます。

この件に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございます。それでは、次に移らせていただきます。

(2)「第3次行橋市子ども読書活動推進計画」(案)のパブリックコメントの実施について

○教育長 笹山忠則君

第3次行橋市子ども読書活動推進計画案のパブリックコメントの実施についてであります。担当部署、説明をお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課から第3次行橋市子ども読書活動推進計画案のパブリックコメントの実施について報告をいたします。

この計画は、平成21年に1次を策定いたしまして、5年間実施し、平成26年に第2次の推進計画を策定してまいりました。今回、行橋市子ども読書推進活動策定委員会において協議し、今後5年間、31年度から35年度までの5年間の第3次行橋市子ども読書推進計画を定めたところであります。

今回、案ができましたので、市民の皆様にご意見を公募するためにパブリックコメントという形式で実施したいと思います。

意見の募集期間が、平成31年2月1日から2月22日まで。閲覧場所といたしましては、通常パブリックコメントをやっておりますように、担当課であります生涯学習課、3階の情報コーナー、中央公民館をはじめとした各公民館、そして行橋市のホームページのほうでも閲覧できるようにしております。意見の提出につきましては、郵送等にて受付をいたします。

では、第3次の計画について、改善というか、主なところについて説明させていただきます。

この第3次は第2次を継承いたしまして、策定をしております。基本となりますのが、

国の基本方針であります、第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画に基づいて作成しております。

今回、平成30年4月に国のほうが第4次を策定いたしまして、その中で、子どもたちの発達段階においた取り組みについて明記をしておりますのが新しい点でございますので、行橋市のほうでも、この発達段階というところを明記しております。

8ページのほうを御覧ください。こちらの中段のところに行橋市の基本方針、第3次の基本方針として(1)(2)とあります。(2)のところに発達段階に応じた子ども読書活動の推進、というふうに、これは追加しております。詳細につきましては、13ページから低学年や中学年、高学年、中学校での取り組み、こういったものに興味を持つか、どういうところを重点的に興味を持ってもらうか、というところを明記しております。

それともう1点、改正点といたしましては、同じく8ページの基本方針の(1)の4つ目のところに新図書館の活用による子ども読書活動の推進を追加しております。平成32年4月の開館に向けてただいま整備しております新図書館を大いに子どもたちに活用してもらうように、明記を加えております。

以上が第3次行橋市子ども読書活動推進計画の案の主な改正点です。以上で報告を終わります。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

これに関しまして、パブリックコメントは、どういうぐあいにするんですか。

○生涯学習課長 上田直美君

パブリックコメントは意見を募集する用紙を一緒に置いておりますので、意見がある方が、そちらの用紙に書いていただいて、その計画の何ページのどういうところが、ちょっとこういうふうに明記したらどうですか、というような意見を聞くというかたちをとっております。

○教育長 笹山忠則君

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

1次・2次するときもパブリックコメントはやっとるんですかね。

○生涯学習課長 上田直美君

いえ、パブリックコメントにつきましては、今回が初めてでございます。

○教育長 笹山忠則君

他にございませんでしょうか。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

このパブリックコメントというのは、どれくらいの回答があるのでしょうか。市の総合計画のときも、いろんな案を出したときに、パブリックコメントを市報でも出してありますけれども、返ってくる回収率というか、市民に広く公開するというなら、するぞと。

○生涯学習課長 上田直美君

金澤委員がおっしゃるように、まずこの計画を皆さんに知っていただきたいということで、周知ということが、まず第一にあると思います。先ほど言われました意見の提出につきましては、各計画について、もう本当にバラバラでございます。だからちょっと答えというものが実際にはないです。

今のところは、計画がやはり年内に何箇所か所管から出ておりますけれども、もう本当に5年、10年前というのは、ほぼほぼなかったのが、今はやっぱり何件かずつ、多いところは何十件という意見が出ているというふうに聞いております。

○委員 水谷知子君

パブリックコメントを募集しますよ、というお知らせというのは、市報とホームページと、それ以外には特別にございますか。

○生涯学習課長 上田直美君

申し訳ございません。今おっしゃられた、基本的には市報ですね、後はホームページのほうに掲示しております。

○教育長職務代理者 末次龍一君

あとは学校のほうで通信を出すから、そっちのほうにも依頼をして、せっかくやるんであればできるだけ、実際にコメントを出すかどうかは別として、周知だけは、目的はね、やはり広めるということも目的であると思うから、学校のほうでまた広めてもらうということでお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

はい、学校のほうにも周知をしたいと思います。

○委員 水谷知子君

あと読書のボランティア団体の方も、もしかしたらたくさん御意見とか持たれているかと思しますので、そちらのほうにもお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

はい、分かりました。

○教育長 笹山忠則君

いま説明のございましたように、パブリックコメントを求める、そういう試みを、今回はやらせていただこうと思っております。また、このコメントを貰った段階で整理が

つきましたら公開をさせていただきます。

それでは、このパブリックコメントの実施に関しては、これで終わらしまして、協議・報告事項を終わらせていただきまして、その他に入らせていただきます。

5. その他

○教育長 笹山忠則君

その他、所管からの行事案内などがあれば、説明をお願いします。

文化課、どうぞ。

○文化課長 橋本明君

文化課のほうから2点、御案内をさせていただきます。まず1点目は、ビエンナーレ関係でございます。お手元に、ゆくはしビエンナーレ2019メインウィークというタイトルのカラフルな資料を配付していると思いますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

今ゆくはしビエンナーレ2019ということで、ビエンナーレ事業自体、2回目の事業をやっております。昨年6月に大賞が決定しまして、それに伴いまして、今年の3月9日に大賞授賞式を行う予定としております。

この第1回目につきましては、こういう試みはしていないんですけれども、今回2回目につきましては、この大賞授賞式を皮切りに、受賞作家の方の過去作だとか、それからデッサンだとか、そういったものを展示したらどうかと、あるいは第1回目も含めて入賞作品のマケットですね、これを展示したらどうか、あるいは本展のアドバイザーでいらっしゃる大分大学の田中修二先生のトークイベントをやったらどうかというようなところで、小さいイベントを幾つか、この2週間の中でやろうというようなかたちで、メインウィークということで銘打って実施するようにしております。

またですね、市民賞、子ども大賞受賞をしました高野真吾さんという作家の方、この方をお招きしまして、小中学生を対象としてワークショップを行おうと思っております。これは2月24日に実施する予定なんですけど、これにつきましてはプレイベントということで実施をしようというふうに考えています。

また今皆さん、お手元に御覧になっているこのパンフレットですけども、こちらについては2月15日号の市報に折り込んで全世帯に配布しようというふうに考えています。こういった試みを、今回、大賞授賞式と併せて実施しようというところで御案内をさせていただきます。

また3月9日の授賞式につきましては、別途、皆様には御案内をさせていただく予定にしておりますので、こちらのほうもどうぞよろしくをお願いします。

もう1点ございまして、公益財団法人増田美術の振興協会から御案内ということで、

茶封筒をお手元にお配りしていると思います。こちらを御覧いただければと思いますけれども、公益財団法人の主催で3月10日から3月31日まで井上萬二特別展ということで実施をします。これに先駆けてというか、初日の日に御本人の井上萬二さんをお招きして11時から増田美術館のほうで講演会を行います。この講演会の御案内を同封しております。返信用の葉書に出席される方は出席に丸をしていただいて、公益財団法人のほうに返送していただければというふうに思います。

期間としては3月10日から3月31日まで行いますけれども、御本人による講演会を3月10日にする、その御案内を同封しておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ただいまの文化課からの説明、提示に対しまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、当日までまだ1カ月余りありますので、何卒御参加いただけたらありがたいと存じます。

続いて、その他はありませんか。大園係長、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育総務課から1点御案内になります。先ほど文化課から説明があった茶封筒と別に、もう一つ封筒を配付させていただいておりますので、御覧ください。

行橋市小学校教育研修会総合発表会の御案内、という資料をお配りさせていただいております。これにつきましては、平成31年2月12日火曜日に、行橋小学校の体育館にて開催されます。

お時間の許す委員さんがいらっしゃいましたら、御出席をお願いしたいと思います。また御出席が、今日分かるようであれば、こちらのほうでとりまとめて学校のほうにお知らせしようと思いますが、今日分からなければ、養島小学校の校長、斉藤校長のほうに出欠の御連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今日出欠がお分かりになる委員さんは、いらっしゃいますか。

(「金澤委員、水谷委員」挙手あり)

金澤委員と水谷委員が御出席で、大宮委員と末次委員は。

(末次委員、大宮委員「欠席です」の声あり)

分かりました。

○教育長 笹山忠則君

その他に關しまして、次回をお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

もう1点引き続き、次回の教育委員会の日程ですが、2月26日の火曜日か、2月28日の木曜日を予定しておりますが、御都合はいかがでしょうか。

(「2月26日の火曜日でお願いします」の声あり)

では、次回は2月26日火曜日の13時15分から開催したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

それでは、その他を終わりますして、議事のほうに移らせていただきます。

6 議事

(1) 議案第1号 平成30年度第5次補正予算(案)について

○教育長 笹山忠則君

本日の議事は計6件ございます。これに関しまして、まず順番に第1号から始めさせていただきます。

平成30年度第5次補正予算案について、これは各所管からお願いします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

それでは、議案第1号 平成30年度第5次補正予算案について、教育総務課の所管部分について御説明をいたします。

資料1を御覧ください。教育総務課の平成30年度の予算額は、予算現額736万7千円に対しまして、今回8万4千円を減額補正いたしまして、728万3千円とするものです。補正の主な内容といたしましては、10款1項1目教育委員会費におきまして、例年実施をしております外部評価委員会につきまして、2回分の予算を組んでおりましたが、今年度は1回の開催のみで済みましたので、外部評価委員にかかる報酬や費用弁償が減額となっております。

また10款1項2目の事務局費につきまして、昨年8月に実施いたしました子ども議会にかかる食糧費、及び移動にかかるタクシー代としての使用料が減額となっております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

通して全部やろうと思っておりますので、次は指導室、お願いします。

○指導室長 山本有一君

続きまして指導室から説明をいたします。平成30年度の予算額につきましては、予算現額2億8216万3千円に対しまして、今回737万6千円を減額補正いたしまして、2億7478万7千円とするものです。

補正の主な内容としましては、10款1項3目13節のICT支援員の委託料におき

まして、それぞれの事業による執行残ということです。また10款1項4目語学指導費1節報酬につきましては、ALTの交代による単価の差額、及び産休に入ったことによる減額でございます。

また10款2項1目、及び3項1目学校管理費、14節使用料及び賃借料ですが、これはタブレットリース料の入札残となっております。

30年度の補正予算については、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

続きまして、学校管理課をお願いします。

○教育部長 米谷友宏君

学校管理課におきましての第5次の補正予算について、御説明申し上げます。今回の補正につきましては、年度末、3月補正ということで、年度内に執行しました事業の中で、事業確定に伴います事業の執行残、並びに建設事業等々におきます入札残ということで、明らかに今年度の執行を見込まないものにつきまして、この段階で減額補正をさせていただくこととなります。

主な内容につきましては、後ほど御説明いたしますが、学校管理課全体におきましては、予算現額としまして、約13億円に対しまして、今回7500万円程度減額をさせていただきまして、補正後の予算額を12億7300万円ということでさせていただきたいと思っております。

約7千万円の減額の内訳といたしまして、まず3款2項1目児童福祉総務費でございます。主な事業のこの目につきましては、児童クラブ事業でございます。減額の大きなところを主に御説明を申し上げます。

1節の報酬及び7節の賃金、約770万円程度でございますけれども、これは本年度予定をいたしておりました、今元小学校の児童クラブ、これは当初8カ月分の予定が、予定どおり10月1日からシダックスという企業さんですが、民営化を予定どおり行うことができました。そのため、直営で予定しておりました人件費、約770万円が不用になったことに伴いまして、これは委託料の中で企業に支払う分のできるということで、この部分を減額させていただいております。

また8節の報償費につきましては、今年度、30年度の新規事業で予定をいたしておりました体育館、天気の良い日は運動場を使った子ども広場事業、これは実施に向けて鋭意努力をしておりますけれども、コーディネーターという、子ども広場事業の運営に携わる人員の確保等々が十分に確保できなかったということで、やむなく必要経費を、事業の中断をいたしまして、必要経費約1200万円をこの時点で減額をさせていただきたいと思っております。

11節需用費の賄材料費につきましても、先ほど冒頭申し上げました直営事業から民営事業への移行に伴いまして不用が出ましたので、217万4千円を減額するものでございます。

次に、10款の教育費の中につきましては、10款1項2目事務局費でございます。8節の報償費につきましては、これは小中学校で実施をしております、放課後質問教室、これは、予算上は4月からの事業実施を予定しておりましたけれども、事業開始月が2カ月遅くなりまして、6月からの実施となりました。併せまして、回数が、週3回が週2回の実施ということで、いずれも開始時期の遅れと開始日数の減ということでございます。併せまして、この要因につきましては、放課後質問教室を運営していただく、指導者の方の人員不足に伴いまして、ただいま申し上げましたとおり執行残が出ております。

併せまして、21節の貸付金につきましては、これは一昨年から開始をいたしました給付型の奨学金貸付制度で、申請者の方が予定を満たしておりませんで、240万円を減額するものでございます。

10款2項3目及び10款3項2目につきましては、それぞれ3万4千円と9万1千円でございますので、省かせていただきます。

最後に10款3項3目の学校施設整備費のうち、中学校費につきましては、主に建設事業に伴うものでありまして、15節の工事請負費につきましては、空調事業で整備をしております、行橋中学校、泉中学校、今元中学校、3校の工事経費の入札残でございます、契約額が、価格が確定いたしております、約3700万円の減額、残りの約800万円につきましては、同じく中京中学校及び仲津中学校体育館の防水工事をやっておりますが、この2校分の入札残の800万円、合わせて約4500万円を減額しようとするものでございます。

なお、この資料には申し訳ございませんが、現在掲載をされておられませんけれども、この3月補正で、新規ではございますけれども、蓑島小学校の空調整備の工事経費を増額補正させていただくこととなっております。これはこの時期に増額しますので、工事実施は31年度事業でございます。本来であれば31年度の当初予算に計上するものでございますが、国の30年度の補正予算で臨時交付金という特別メニューがございまして、これを活用して、今年度に予算措置をさせていただいて、その補助金を活用する、補助申請をして30年度事業として予算計上したものを、全額31年度に実施するというところを取らせていただこうとしております。

現在、設計を行っておりますけれども、今日現在、まだ細かい予算計上額の工事経費が上がっておりませんので、これは後ほど数字が確定した段階でこの中に加えさせていただいて、増額させていただこうと思っています。

なぜこういう時期にこういうかたちをするのかと申しますと、国の補正予算を活用することで、補助率が若干通常期よりも高くなるということ、そして併せて起債、いわゆる借入金を市のほうで行いますけれども、その借入金につきましても、交付税の措置ということで、後ほど国のほうから交付税にその分の一部を補助していただけるということで、市にとって大変優遇された制度でございますので、30年度のこの補正予算に追加補正をさせていただいて、実際は4月から仕事をしていくという状況でございます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では、続きまして、防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 岩本秀夫君

防災食育センターから、平成30年度予算現額4億8897万9千円、今回、1457万6千円の減額補正をさせていただきます。合計4億7404万3千円でございます。

10款5項3目学校給食費の需用費でございます。これは賄材料費、学校行事等による欠食でございます。三者面談、社会見学、修学旅行の欠食でございます。説明は以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

次に、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課所管部分について、御説明いたします。3ページを御覧ください。30年度予算現額2億7097万7千円に対し、今回補正額474万7千円を減額して、2億6622万8千円とするものです。

主な内容といたしましては、すみません、ちょっと概要のところ、訂正をお願いいたします。10款4項1目社会教育総務費、すみません、公民館費が間違えて付いております。こちらの削除をお願いいたします。

10款4項1目社会教育総務費では、14節の使用料及び賃借料では、市民大学講座等の授業の終了に伴いまして、バスの借り上げ等の賃料を減額するものでございます。

10款4項2目公民館費におきましては、13節の委託料では、公民館及び学習等供用施設の浄化槽の委託管理料の入札残の減額でございます。また15節の工事請負費では、稲童第5学習等供用施設の工事の残でございます。

次に、10款4項5目の人権教育費です。すみません、こちらのほうでも18節の備品購入費とありますのが、申し訳ございません、19節の負担金、補助金及び交付金のほうに訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

10款4項5目の人権教育費では、主に人権研修会等に参加する旅費及び負担金の減

でございます。

10款4項8目図書館費では、資料収集方針策定委員会が終わりましたので、報酬の減額となっております。

最後に9目の地域交流センター費です。こちらの椿市の地域交流センターの開館が4月供用開始を予定としておりましたが、工事の遅れにより5月の開館になったことによりまして、報償費及び需用費等の1カ月分を減額補正するものです。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、次に文化課にお願いします。

○文化課長 橋本明君

文化課所管部分について、御説明いたします。予算現額2億1591万1千円に対しまして、288万8千円減額し、予算総額を2億1302万3千円とするものでございます。

補正の主なものを申し上げます。まず10款4項3目文化振興費におきまして、報酬を減額しております。これは増田美術館におきまして、専任の館長が平成29年度中途から不在となりまして、人選を行ってございましたけども、平成30年度当初にはまだ不在のまま、平成30年6月から就任となったために、2カ月分の報酬を減額するものでございます。

また特別展の川合玉堂展を実施予定でございますけども、明治150年を記念した企画展に変更をしたことによります委託料の執行残の減額が発生しております。

次に、10款4項4目文化財保護費につきましては、まず遺跡の発掘調査にかかる経費を減額しております。これは平成30年度発掘調査を行う事案がなかったためでございます。調査員の賃金67万3千円をはじめ、消耗品や発掘機械器具の借り上げ料等の合計102万7千円の減額をしております。

また赤レンガ館、及び文化財収蔵庫の警備委託におきましては、見積りによって契約を行いましたけども、こちらの見積金額が予算より安価だったために、執行残ということで、それから旧仲津小学校奉安殿移設工事の入札残等の減額補正をしております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

では、最後にスポーツ振興課、お願いします。

○スポーツ振興課長 増田昇吾君

続きまして、スポーツ振興課より所管について説明を申し上げます。

予算現額8638万1千円に対し、今回176万7千円を減額し、総額8461万4千円とするものでございます。主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず10款5項1目、保健体育総務費では、13節委託費におきまして、台風により中止になったことに伴います観客席設営委託費の未執行、また19節負担金、補助及び交付金におきましては、長井浜公園のトイレ・シャワー施設が常設されたことに伴いまして、仮設トイレ・シャワーのレンタル台数が減ったことに伴うビーチバレーボール大会補助金の執行残が減額となっております。

説明は、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいま説明がございました総額、予算額がここに書いてある合計のところのかたちでございます。それで三角のところは補正で、減額補正をさせていただいております。

これに関しまして、御意見、御質問等を伺いたいと思います。

末次委員、お願いします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

学校管理課ですが、児童クラブが委託にかわったということで、賃金は減るけれども、委託料は増えるんですか。

○教育長 笹山忠則君

教育部長、お願いします。

○教育部長 米谷友宏君

委託の分は増えます。ただ、この分は、先ほど申しましたように、一応、当初10月からの切り替えを予定しておりまして、委託料については、10月から6カ月分は、当初予算のほうで措置をさせていただいていました。

それと、後4月から、本来であればきちっと10月から始められれば、6カ月分の直営経費でよろしかったんですが、初めての試みということで、業者選定等々の事務の若干の移動ということも含めまして、ちょっと10月スタートに合わせてまして、当初、直営分を若干2カ月分ほど、少し多めに組ませていただいていたので、予定どおり10月から切り替えができたということで、今回2カ月分を減額させていただきました。委託の6カ月分については、当初予算の中に入れておりましたので、補正で減額する数字としては・・

○教育長職務代理者 末次龍一君

私が聞きたいのは、要は委託にしてメリットが出そうなのか、どうなのか。そこまではまだ把握されていないんですか。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長。

○教育部長 米谷友宏君

6カ月ということでございますけれども、冒頭の予定としましては、民営化モデル化事業というかたちの位置づけで、いま実際やっています。そしてこれもちょうど10月から10、11、12と3カ月が終わりましたので、ちょうど先日も業者と話をしまして、打ち合わせが終わって、大体アンケート用紙の内容を決めましたので、その効果についての利用者アンケートの実施をしております。

ただ、聞くところによる状況ではございますけれども、保護者等々から民間になって悪くなったとか、対応が良くない、そういう生の声という、クレーム等々の苦情は上がっておりません。今回の検証に向けて、いま準備を進めているという状況でございます。以上です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

もう一ついいですか。

○教育長 笹山忠則君

どうぞ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

防災食育センター、これ1400万円というのは、全部学校行事の欠食ですか。もうちょっと中身を教えてください。

○防災食育センター長 岩本秀夫君

はい、三者面談等を学年でしない学校とする学校とバラバラなんですよ。予算を組むときの話から始まりますと、1食238円掛ける規則でうたっている195日という給食費を提供する日にちがありまして、それ掛ける人数で予算組をしています。そして予め大きめの数字を計算させてもらって、あと入札で物資を購入させていただきますので、天候によって高騰したりしますので、これで11月くらいの決算見込みで落とすという話なんですけれども、大体、台風とかで1日欠食すると1日50万円くらいのお金が出るんですよね。それだから最初に多めに計算をしておいて、毎日やりくりしながら、家計簿と同じなんですけれども、いちいち電卓を叩きながら、夏はちょっと乗り切って、冬は冬でまた乗り切りながら、最後の2月、3月ごろですね、子どもたちにちょっと大きめのエビを提供したり、今回、クリスマスケーキでセレクトケーキをつくってまして、そういう予算をつくって、子どもたちを楽しませるようにはしています。

ちょっとこれは、もう毎年のことなんですけれども、この1400万円はちょっと大きいんじゃないかという思いを持たれるのは当然なんですけれども、ちょっとこれはこの最初の予算組の件からまた全て変えなくちゃいけないので。

○教育長職務代理者 末次龍一君

分かりました。

○教育長 笹山忠則君

他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、説明等を終わらせていただきましたので、この補正予算案について、採決を取らせていただきます。この予算案に関しまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

ありがとうございます。賛成全員でございます。では、この予算案を計上させていただきます。ありがとうございました。

これは一番最後に残っている繰越しに関しては、説明はなかったですか。

○教育部長 米谷友宏君

教育長、すみません、ちょっとお待ちください。

ちょっと一番最後に付けておりました繰越明許費ですね、ちょっと内容がかなりアバウトな金額で、大体繰越明許費というのはざっくりなんですけど、ちょっとお時間をいただいて、後ほど説明ができればと思います。

○教育長 笹山忠則君

明許費というのは、どういう性質のものですか、説明がないと分からないんですが。

○教育部長 米谷友宏君

基本的には、今年30年度の予算は30年度中に執行するというのが原則でございます。突発的な事案とか、先ほど申しましたように、新たに今の時期から上げていくというのは、3月までに事業が完了しません。もしくは一部使っているけど、事業が終わらないために、翌年度に繰越しということで、4月以降も予算が使えるように手続きをするんですけども、繰越明許費といった部分での補正予算に数字を落とし込むときは、議会に、これだけ繰り越していいですか、という伺いをあげるということで、一番最高額、これ以上は繰り越しはしません、これ以内は繰り越しはしますが、これ以上の額はお金を翌年度へ持っていきませんよ、という上限を、繰越額の上限を決めるための位置づけが別表で付ける繰越明許費というカタチです。

だから中身ではなくて、総額幾らという数字を打ち込むということで、ちょっと内容についていま確認していますので。

○学校管理課学校管理係長 秋永清二君

すみません、説明させていただきます。こちらの繰越明許費については、ブロック塀の臨時特例交付金がありまして、それで改修をいま計画している段階でございまして、この繰越明許費は、申し訳ありませんが、いま案の段階でございまして、いま検討中ではございまして、はっきりしたら、また2月末の教育委員会のほうで報告させていただきたいと思っています。なので、今回の説明については、この資料はちょっと削除させていただければと思いますので、また決まりましたら、御報告させていただきます。大変失

礼しました。

○教育長 笹山忠則君

それでは、今の分は削除させていただきます。どちらにしても補正予算案の審議、そのものの数字等が変わるわけではございませんので、先ほど賛成いただいたとおりでございます。

(2) 議案第2号 平成31年度当初予算(案)について

○教育長 笹山忠則君

それでは、次に、議案第2号 平成31年度当初予算案についてであります。

これも所管のほうから説明を1つずつお願いします。

○教育総務課長 土肥麻紀君

それでは、議案第2号 平成31年度当初予算案について、教育総務課所管部分について、御説明いたします。

資料3のページでいきますと2ページの最下段のところを御覧ください。教育総務課の平成31年度当初予算額は734万5千円で、前年度予算額736万7千円に對しまして、2万2千円の減額となっております。

10款1項1目教育委員会費におきまして、4万8千円の増額となっております。これは教育委員会一般管理費の内、旅費といたしまして隔年で開催されます九州地区市町村教育委員会の総会、大分市で開催されます、その旅費の増額でございます。また毎年実施しております学校訪問時の教育委員の方に対するお弁当を廃止したことによる食糧費の減額でございます、

続きまして10款1項2目、事務局費におきまして、7万円の減額となっております。これは、教育委員会事務局政策一般管理費におきまして、教育総務課職員の出張や先進地視察に行く際の旅費の減額、及び教育委員会議事録データ作成委託料におきまして、本年度の実績により議事録ページが減ったことに伴う減額でございます。

以上で、説明を終わります。

○教育長 笹山忠則君

では引き続きまして、指導室、お願いします。

○指導室長 山本有一君

続きまして指導室所管分について、御説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。最下段を御覧ください。指導室の平成31年度当初予算額は3億5155万4千円で、前年度予算額1億6429万5千円に對しまして、1億8725万9千円の増額となっております。

増減額の主な内容といたしましては、10款1項4目語学指導費におきまして、中学

校海外体験学習事業で180万円の増額となっております。

これは、アメリカニューヨークのグレースチャーチスクールとの交流事業でございますが、隔年ごとに行橋市からグレースチャーチスクールを訪問することとしており、来年度がその年となっております。それに伴う増額でございます。来年度も募集人員としては15名程度を予定しております。

また10款2項1目及び3項1目、学校管理費におきまして、昨年8月の機構改革で、指導室にICT英語教育推進係が新しく設置され、学校管理課より小中学校のICT整備事業が移管されたことによる増額でございます。

ICT整備事業は、来年度、中京中、今元中、仲津中学校区の小中学校の児童生徒にタブレット等を導入することで、全ての小中学校のICTの整備が完了する予定となっております。追加資料につきましては、小中学校タブレット等機器の見積書となっております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは続きまして、防災食育センター、お願いいたします。

○防災食育センター長 岩本秀夫君

防災食育センターから説明をいたします。7ページをお願いいたします。

所管における歳出予算総額4億9818万1千円で、前年度予算総額4億8897万9千円に対し、920万2千円の増額となっております。

主な内容といたしまして、1番下段になります、10款5項3目学校給食費、防災食育センター施設管理費の実施計画分でございます。主に施設管理の修繕でございます。当センターにおいて、当センターはオール電化で給食をつくっております。今回主な修繕は、蒸気発生装置というものでございます。蒸気発生装置というものは、食塩を使い純水をつくり、その純水で蒸気を発生させ、蒸気で調理を行ったり食器を洗ったりしています。この蒸気発生装置のフィルター、ヒーター取り換えを定期的に交換を行わなければならなくなり、今回、行うものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では続きまして、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課の当初予算について説明いたします。8ページを御覧ください。生涯学習課所管における歳出予算総額は、5億8954万7千円で、前年度予算総額2億989万7千円に対しまして、3億7964万3千円の増額となっております。目ごとについて

て説明させていただきます。

10款4項1目社会教育費では、主な事業といたしましては、社会教育指導員、地域活動員報酬や行橋研修センター等宿泊型施設への管理委託料、及び青少年育成市民会議や子ども会育成連合会など、社会教育団体への補助金でございます。

主な変更点といたしましては、成人式事業におきまして、式典イベントの内容の見直しに伴います増額となっております。

そして朗読大会コンクール、レクリエーション協会の補助金につきましては、補助金の団体等との話し合いによりまして、減額させていただいております。

続きまして、9ページをお願いいたします。10款4項2目公民館費につきましては、11館の公民館及び22館の学習等供用施設の運営費となっております。31年度におきましては、学習等供用施設の改修工事の実施計画委託料を増額計上しております。

次に、10款4項5目人権教育費では、人権研修会等に参加する旅費及び負担金を計上しております。

次に10款4項8目図書館費におきましては、図書館運営管理に関する費用でございます。主な内容といたしましては、行橋市図書館及び視聴覚センター窓口業務委託料、図書資料購入費となっておりますが、窓口業務委託につきましては、4月から12月までの9カ月分の計上としておりますので、約1千万円の減額となっております。

下の新図書館関連事業費といたしまして、32年の1月から3月の間、新図書館の開館に向け、資料の施設等に関する費用を準備金として、3億2923万5千円、そして新規図書購入費、約3万冊分の図書購入費として6274万3千円を計上しております。

次に、10款4項9目地域交流センター費につきましては、昨年開館いたしました樺市地域交流センターの職員報酬及び高熱費、運営活動費を計上しております。

以上で説明を終わります。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では、次に文化課、お願いします。

○文化課長 橋本明君

文化課所管部分について説明をさせていただきます。資料10ページをお願いします。所管におきます歳出予算総額は2億1634万9千円で、前年度予算総額1億7991万円に対しまして、3643万9千円の増額、20.3%の増となっております。

予算の内、主なもの及び新規事業を中心に説明いたします。

まず、10款4項3目文化振興費でございます。主なものとしてコスメイト行橋の指定管理料、文化振興公社補助金等を前年度と同様に計上しております。またビエンナーレ事業につきましては、前年比と比較しまして、約1160万円の減額となっております。

すが、これは来年度が作品募集の年度となります。したがって対象賞金1千万円の支出がない年度となりますのが、それが主な減額の原因となっている理由でございます。

次に、新規事業でございますが、図書館及び視聴覚センター跡地活用事業として、2160万円計上しております。これは2020年4月に新図書館が開館することに伴いまして、現図書館の跡地をどう活用するのかを来年度に実施設計を行うための予算を計上しております。

また同様に新図書館の開館に併せまして、現在、コスメイトに設置している第1回ビエンナーレの対象作品を新しい図書館のほうに移設する費用を新規に計上しております。

また美術館特別展事業ということで、いろは判じ絵展を実施することとしております。判じ絵とは、江戸時代に流行したなぞなぞ入りの絵ということで、子どもから大人までクイズ感覚で楽しむことができます。この特別展を通して美術に親しみをもちてもらいきっかけづくりができれば、というふうに考えています。

続きまして10款4項4目、次のページをお願いします。文化財保護費でございますが、主なものとしまして、御所ヶ谷遺跡自然公園整備事業や、重要文化財などの古墳群出土品整備事業、歴史資料館に係る経費等を計上しております。

また新規事業として、福原長者原官衙遺跡の保存活用事業として、用地約700平米弱の購入費等を計上しております。現在この保存活用計画を策定しているところでございますが、その計画に基づいて、来年度から保存活用計画事業を実施する予定でして、指定地の公有化や史跡資料等の整備等を行っていく予定としております。

それから行橋の文化財を掲載した小冊子、行橋の文化財を来年度は作成したいというふうに考えております。また新たな図書館の建設用地が柏木勘八郎跡地であることを伝える記念碑の設営に関する予算を新たに計上しているというところでございます。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では最後に、スポーツ振興課に説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 増田昇吾君

続きまして、スポーツ振興課でございます。資料3の12ページをお開きください。所管におきます歳出予算総額は9752万2千円で、前年度予算総額6946万6千円に対して、2805万6千円の増額となっており、4.4%の増となっております。

予算の主な内容といたしましては、10款5項1目保健体育総務費では、長井浜公園にトイレ・シャワーが増設されたことに伴いますビーチバレーボール大会補助金を減額しております。またマラソン大会事業、及びオープンウォータースイミング大会開催事業につきましては、市長選の兼ね合いから昨年度は当初予算でなく、6月補正対応とな

っていたため、前年度比が増額となっております。

続きまして、10款5項2目体育施設費では、総合公園テニスコート照明施設が設置から25年以上が経っておりまして、経年劣化のため著しく照度が低下していることに伴うLED改修工事、また建設基準法の改正により床面積が2千平方メートル以上の建物におきまして、防火設備の定期報告が新設されたことに伴います調査費を新規に計上しております。

13ページをお開きください。今年10月に予定されております消費増税に対応するため、平成28年度から平成32年度の5年契約を結んでおります、行橋市体育施設指定管理料におきまして、将来にわたる債務を負担する行為を明記する必要がございますので、債務負担行為の限度額について再設定を予定しております。

説明は以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

それでは・・・米谷部長。

○教育部長 米谷友宏君

すみません。4ページの学校管理課の説明がまだ終わっておりませんので、私のほうから説明させていただきます。

○教育長 笹山忠則君

すみません。それでは部長のほうからお願いします。

○教育部長 米谷友宏君

恐れ入りますが4ページにお戻りいただきまして、学校管理課の31年の当初予算でございます。

学校管理課におきます歳出予算総額につきましては、記載のとおり15億8991万3千円でございます。前年度予算額に対しまして、次年度は約2億5800万円の増額となっております。率にして19.4%の増となっております。各目ごとに主な前年度との対比で差の大きいものを中心に、もしくは新規事業を中心として御説明申し上げます。

3款2項1目の児童福祉総務費につきましては、対前年度比で、総額で144万3千円となっております。この中で、特に上から2行目となりますが、児童クラブ実施事業実施計画2097万1千円がございます。児童クラブ施設整備費の減ということで、昨年に向けまして、次年度31年度は、むつみ保育園、延永校区にございます1箇所ということで、前年度より約3千万円の減となっております。施工箇所の減でございます。

次に、4番目の児童クラブ民営化事業につきましては、先ほど補正予算のほうでも一部御説明申し上げましたが、30年度の児童クラブ民営化事業の900万円が今年度ゼ

口となっております。なお、この事業につきましては、一段上の児童クラブ事業、社会保障費2億3500万円がございしますが、その中に、今元小の民営化事業はモデル事業から通常事業化ということで、上の段に、約このちょうど倍になりますが、約1900万円程度が組まれているということでございます。

一番下の子ども広場事業につきましては、今年度と同様に来年度は実施をいたしませんので、ゼロ計上ということで全額が減額されております。

次に10款1項2目の事務局費につきましては、主なものでは、これも補正予算のところ、一部御説明申し上げましたとおり、放課後質問教室事業におきましては、中々運営が難しい、人員確保が難しいという現状もございしますが、それを踏まえまして、講師の方の実施に当たる開催の必要人員等の見直しを行いまして、約100万円程度の報償費全体の減額計上をさせていただいております。

また上から2行目、及び一番下にございます、各奨学金につきましては、予定人員の見直しに伴いまして、一般分の、いわゆる返還型の従来からある貸付金につきましては、見直しによる減額、並びに条件付の返還免除型につきましては、貸付予定人員の増に伴います約24万円の増額というかたちで、それぞれ返還型と返還免除型につきまして、若干の実情に応じた予定人員の見直し等を行っております。

10款2項1目の学校管理費でございます。この目につきましては、当初予算におきましては、前年から約5千万円の減額となっております。主な内容といたしましては、一番上段でございますが、小学校の施設総務管理費につきましては、記載もしておりますけれども、空調稼働に伴う電気代の増となっております。泉小学校の空調が今年2月、ちょうど来月当たりから稼働してまいります。今年度は年度中の完成ということで、泉小学校の分は、通年の稼働がなかったんですけど、来年は12カ月分、本稼働します。また昨年夏の猛暑に伴いまして、従来稼働しておりました小学校、後ほど出てまいります中学校におきましても、電気使用量が通常期よりも多くなり、本年度その追加費用分を増額補正させていただきました。この経過も踏まえまして、来年は総額で約253万4千円の増額計上となっております。

また中段にございますように、教科書見直し事業、並びに小学校用地購入事業が今回新たに計上されております。教科書の見直しにつきましては、4年に一度行われます見直しに伴いまして、教師用の教科書、及び検定図書を購入経費としまして、約3200万円の増額、その下にございます小学校用地購入事業、これは新規と書いておりますが、約1千万円、これは従来から懸案でございました仲津小学校の駐車場用地、及び第2運動場用地として、新規に用地購入を計画いたしております。その経費、約1千万円でございます。

次に、小学校ICT整備事業実施計画枠内2段でございますが、総額で約9500万円

程度でございます。これは先ほど指導室のほうで御説明がありましたように、ICT英語教育推進係の創設に伴いまして、学校管理課から指導室にこの経費が移管されているところでございます。

次の5ページをお願いいたします。10款2項2目、小学校の教育振興費でございます。前年度対比で約2700万円の増額で、9100万円の計上といたしております。主な増減といたしましては、この段の一番下でございます小学校就学援助費でございます。就学援助費といたしまして、要保護・準要保護に伴います児童への各費目の扶助を行っております。今回、予定者数の増ということで、特に増減の著しい給食費につきましては、平成30年度700人で予算計上いたしておりましたが、この予定人員の増に伴いまして、31年度は990名を予定しております。約300名増ということで、この人員の増に伴います影響額が1400万円の増額。併せまして、これまで措置をしておりましたが、卒業時のアルバム代の追加費用を新たに計上いたしておきまして、小学校のアルバム代といたしましては、措置をする児童一人につきまして約1万円の増額、また入学準備金といたしまして措置をしておりました経費につきましても、昨今の準備経費等々の増額に伴いまして、1件当たり1万円の増額をみております。その影響といたしまして、当初予算額8100万円ということで、対前年度比約2700万円の増額となっているところでございます。

続きまして上から2段目、10款2項3目の学校施設整備費につきましては、1億1231万3千円ということで、前年度比で約1億7千万円の減額となっております。この中で、どの費目も大変増減が大きいところでございますが、まず新規分といたしましては、行橋北小、今元小、仲津小におきます3校分の放送機材の整備費としまして、360万円が新規で計上されています。

また昨年度は空調整備事業がございまして、現在、未着手小学校は蓑島小1校でございます。蓑島小につきましては、先ほど補正予算で対応するというふうに御説明したとおりでございます。昨年は約2億900万円ございました分は、今年ゼロ計上ということで、全額マイナスとなっております。また新規分といたしましては、上から3行目の椿市小学校の屋上防水事業1500万円が新規分でございます。

次に、小学校のプール改修事業といたしましては、今年度、今元小と今川小の2校のプールの改修を計上させていただきました。来年につきましては、椿市、稗田、延永、泉、仲津ということで、5校を予定しております。事業経費約4100万円ということで、今年度に比べまして、来年は約2400万円が増額となっております。

校舎外壁改修につきましては、来年は椿市小学校1校を予定しております。約3600万円ということで、本年度は延永・稗田小が5300万円ございましたので、この差額として約1700万円の減額となっております。

一番下の下水道整備につきましては、現在、下水道が行橋北校区、行事地区を中心と進んでおりまして、北小の現在の下水道施設を公共下水道につなぎ込みをいたします経費としまして、新規事業分として約1600万円が今回新たに計上いたしております。総額では先ほど申しましたとおり、新規の空調整備事業が計上されていない2億円の減額の影響もございまして、この目では1億6700万円の減額となっております。

続きまして、10款3項1目の学校管理費でございます。当初予算額といたしましては、1億2200万円で、前年度比で約5千万円の減額となっております。中学校におきましても、先ほどの小学校と同様でございますが、猛暑に伴います電気使用量の増、また先ほど説明が少しもれましたが、この中には10月以降予定されております消費税のアップ分も影響がございます。

中学校におきましては、現在、3校が整備中ございまして、これに現在、上に書いております電気代につきましては、既に整備済みの3校分の6200万円でございます。

次に、下から2行目、3行目、これも小学校で御説明申し上げましたとおり、ICTに伴いますICTの関連経費が指導室へ移管されている分、これが約5300万円程度ございまして、この目の減額の主な内容となっております。

一番下の10款3項2目、中学校の教育振興費につきましては、6800万円の計上に対しまして、対前年度比で約1700万円の増額となっております。主なものといたしましては、一番下の中学校就学援助費でございます。小学校と同様に、まず給食費が372人から479人、これが約500万円の増額、併せまして、中学校の修学旅行費につきましては、人員数で130人が197人ということと、併せてこの修学旅行代の見直しも数千円でございますがアップいたしております。

経費の影響額は約400万円ということで、給食費、修学旅行費で約900万円程度の見直しをみております。

加えまして、中学校におきましても、卒業時のアルバム代を新規に就学費の措置メニューに追加をすること、並びに入学準備金の単価の見直しに伴いまして、約1万円の増額をいたしております。これによりまして、この就学援助費につきましては、対前年度比で1700万円の増額、平成31年度は6200万円を計上させていただいております。

続きまして、6ページをお願いいたします。10款3項3目の中学校の学校施設整備費でございます。来年度につきましては、約6億8100万円でございますが、対前年度比で4億8千万円程度の増額をみております。主な増減といたしましては、最上段でございます、中学校空調整備事業費、現在工事中の泉、今元、行橋中学校の空調整備の工事費及び管理委託料でございます。既に今年度から工事には着手いたしております、30年度、31年度の2カ年事業でございまして、事業費割合といたしましては、おお

むね30年度が2割、31年度が8割ということで、今年度の1億7千万円に対しまして、翌年度は4億9千万円ということで、増加額といたしましては、約3200万円の増額となっております。

また新規の事業といたしまして、今元中の体育館、長峡中の校舎につきましては工事費、中京中の校舎、今元中の校舎については工事に先駆けての実設計委託料、これはいずれも防水改修でございますが、4件合計で約8200万円を新規計上させていただいております。

また次の段でございますが、中学校の校舎の外壁改修といたしまして、泉中学校、長峡中学校の外壁としまして、2件で1億1200万円の計上をさせていただいております。本年度、今元中学校1校を2300万円の計上で実施をいたしました。来年は2校分ではございますけれども、増加額といたしまして、約9千万円の増額をみているところでございます。

最後に、中学校の体育館の床改修事業といたしましては、今年度、行橋中学校、泉中を措置いたしました。来年度は計上がないため、約1千万円の減額となっております。

11款3項1目の災害復旧費につきましては、これは例年緊急対応するための経費としまして、約170万円を計上させていただいております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

大変が多いので大変でございますが、通しまして、質問等をお願いいたします。全部で36.7%の増ということですね。

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理人 末次龍一君

校舎が古くなっているんで、改修費というのが小学校も中学校もかなり上がっているし、これは市内の学校というのは、皆そういう状況にあると思います。それはもう現状として、やはり安全を確保するためにやむを得ないことだと思うんですけども、ただ新たにできた校舎、行橋小学校とか仲津中学校とか、要は危なくなってから修理するのか、定期的に前もって予防的に手を打っていくのとどっちが得かということを見ると、僕はやっぱり早め早めにチェックして、細かいところを補修していくというようなかたちをとったほうがいいのかと、どうなのかなと。

どっちがいいとかいうのは、私が結論付けられないので、ただ、今の補修の仕方というのは、特にまとまってくるので、金額がとても大きく見えるので、そのせいかわからないけれど、実際のところ、自分らは小さい所の事業所をやると、その都度目につく所は直していくというようなかたちでやっていっていたので。これは意見です。

○教育長 笹山忠則君

分かりました。米谷部長。

○教育部長 米谷友宏君

末次委員の御指摘の通りだと思っております。やはり綻びが出てから繕うよりは、弱くなっている所というところの予防措置と申しますか、そういうのは大事だと思っておりますし、特に新しい施設につきましては、築年数がはっきりしています。新品の状況から使い始めますので、やはりその箇所箇所ごとの、やはり耐用年数であったり、交換部品等というのが、一応スタートが一緒ということですので、やはり壊れる前、もしくは必要な点検をこまめにやるということで、できるだけ長く使えるように、そして故障のないようにということで考えております。

いわゆる施設カルテと申しますか。点検記録等々もきちんと整備をする中で、やっていくのが一番望ましい姿だと思っておりますので、これにつきましては、今後努力をしてまいりたいと思います。以上です。

○教育長 笹山忠則君

では、金澤委員。

○委員 金澤精子君

質問です。プールの修理、改修事業に予算を組んでいただいている。来年度は5校で240万円というと、本格的な改修じゃなくて、繕う程度の内容ですか。

○教育部長 米谷友宏君

小学校ですか。

○委員 金澤精子君

小学校ですね。椿市、稗田、延永、泉、仲津、大体いまプールの底や内壁が悪いという内容がきているんですよね。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長、お願いします。

○教育部長 米谷友宏君

小学校のプールは5ページにございます来年度5校で、約4千万円程度を計上しております。

○委員 金澤精子君

4千万円ですか、間違いました。

○教育部長 米谷友宏君

はい。それで17小中学校のプールにつきましては、材質がそれぞれ建設当時によりまして、金属、ステンレス等でできているもの、FRPで強化プラスチックでできているもの、コンクリートでできているもの等でプール本体の材質で、少しやはり子どもたちが擦過傷等のちょっとすり傷をつくったりというケースも聞かれておりますし、プー

ルの循環ポンプ、いわゆる機械の部分の不備、もしくはプールサイドのいわゆるシートの欠損等々、いずれも新しいプールはございませんので、老朽度あるいは危険性の高いものということを優先に計画的にやっていくということです。

○委員 金澤精子君

すみません、私は240万円の増というのを見ていました。桁を間違いました。

それから仲津小学校の用地買収は、これは道を挟んでのいつも学校訪問に行ったときに問題になる、あの県営住宅跡地ですか。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長。

○教育部長 米谷友宏君

以前から少し、地元からも要望の出ております県営住宅跡地の購入に向けての計上をさせていただいております。

○委員 金澤精子君

ありがとうございます。もう1件、今元小学校の放課後児童クラブですね、これが民営化に至る、民営化実施モデルにもってきた流れと言いますか、そしてこの先、どうかたちに行橋は流れを持っていこうとしているのかという、大きな枠、考えを、分かっていたら、教えてください。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長。

○教育部長 米谷友宏君

お答えいたします。これまで児童クラブにつきましては、小学校の空き教室を中心とした当初の事業着手から学校校地内への別棟の施設整備等々を行っていきました。その中で、生徒の中で小学校1年生から3年生までを対象とする児童クラブの対象年齢が6年生までに増えたこと等々に伴いまして、空き教室、そして校舎内では子どもたちが窮屈というか、かなり狭い中での保育事業ということで、一部は小学校に近い所の社会福祉法人さん、民間の保育園さん、それとか認定こども園さん等にお問い合わせをして、施設整備費の補助金を市から出すとともに、一部国からの補助金も活用して、園内に建てただくことで新しい設備のほうを、スペースを確保するという事業をこれまでやってまいりました。まだそれでもニーズが高いところがございまして、法の定めによります一人当たり1.65平米を確保しなさいよ、という部分については、全ての状況がクリアされているところではございません。やはり今後もっと増えていくということであれば、もう少し広さの確保等々は必要な状況であります。

とは言いつつも、近隣に社会福祉法人等々がない所につきましては、中々場所の確保もままならないのが現状です。その中で周囲にある空き屋、空いている建物等々を活用

して、民間の児童クラブを民間業者さんのほうで借り上げをしていただいていた事業というのが展開できないか、というのもひとつ視野に入れる中で、今回、今元小は民営化児童クラブというのをモデル事業としてやったところでございます。

ただ現状といたしましては、今元小学校は、じゃあ近隣に空きスペースを事業者さんで確保しているかということ、今はそういう状況ではございません。まだ学校の施設を使って、まず事業経営をやっていただいているという状況でございます。

これを最終的にどうしていくのかというのは、非常に難しい問題がございます。いわゆるスペースをどこに求めるかということもございます。当初の予定ほど、各学校に空きスペースがないということも実際のところでありまして、近隣のそういう空き屋であったり、大きな建物等で事業応援ができる所が、どこにもあるかということもありますので、そこら辺は非常に悩ましいところではありますけれども、全てを直営に頼るというのではなくて、そうした民間活力に一つの活路を見出すと言いますか、そこら辺は少し選択肢を広げる中でスペースの確保に向かっていきたいと思っております。

正式にこちらの方向でいくという、一本化というのは非常に難しいところでもあります。今までやってきた事業形態もありますし、園庭にもう既に建物を建てていただいている所は、そこで十分ある程度のニーズは賄えていますので、まだそういうのができていない所をどうしていくかというのが、一つの方策として民営化モデルというのを展開していこうとしているところです。

○教育長 笹山忠則君

よろしいでしょうか。

○委員 金澤精子君

はい、ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

他に御意見、御質問等がございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ありませんようでしたら、採決に移らせていただきます。

議案第2号 平成31年度当初予算案につきまして、これでもって教育委員会の予算案とさせていただくことに、異議はありませんか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

ありがとうございます。それでは通させていただきます。

(3) 議案第3号 行橋市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例(案)について

○教育長 笹山忠則君

それでは、議案第3号に移らせていただきます。第3号 行橋市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例案についてであります。所管のほうから説明をお願いします。

○教育部長 米谷友宏君

米谷です。これは学校管理課所管の放課後児童クラブ設置条例でございます。資料のほうは新旧対照表、横書きの一枚ものに、その下に一部改正の経過等を付けております。

内容といたしましては、1枚目のほうの赤書きを御覧いただきたいと思いますが、現在、行橋北小学校では空き教室を使いまして、北小の児童クラブが一教室ございます。今回、同じく学校の教室を児童クラブに一部室内を改造いたしまして、第2児童クラブ、二部屋目をつくらうとしているものでございます。この分の改装経費につきましては、先ほど少し、最後に3月の補正予算の減額の説明をさせていただきましたが、それとは別に一部部屋の改修経費につきましては、今年度の予算の中から使わせていただいて、このスペースを確保しようとしております。

次のページをお開きいただきたいんですが、条例改正の経費等々には付いておりますけれども、市内全体は児童クラブ数が増加をいたしております。その内、北小学校につきましては、現状の児童クラブの人員につきまして、今でも少し定員はオーバーしているんですけれども、31年度につきましては、さらに人員増が見込まれるということで、いま40人一ユニットという所に対しまして、そこの下の表にございますように、登録者数としては77人、平均で70名ということでございまして、何とかクラブの運営はやっている、何とかやっているという言い方はおかしいんですが、現状のスペースでは運営させていただいておりますけれども、来年度の新入児童等々の調査を行う中で、現状の77名が94名に増える見込みであるということから、一部屋では十分な保育ができないということで、もう一部屋つくらせていただきたいということでの条例の1箇所増加でございます。

場所といたしましては、3枚目に付けておりますけれども、1階の職員室の奥、一つ廊下から通路を隔てた所でございまして、児童が通常使う昇降口から左に曲がる突き当たりということで、現在は特別活動室としまして、そういう目的で使っている。一部は少し荷物の保管庫としても使っているということで、来月早々に少し片付けをして、施設改修し、必要な警備等々の配線も切り替えをして、学校全体の警備と児童クラブの警備を整備させていただきたいと思っております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

増設に伴う条例の改正でございます。御質問等はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、これに関しまして賛否を問わせていただきます。賛同いただけますでしょうか。挙手をお願いします。

(挙手あり)

ありがとうございます。それでは、この改正条例を上程させていただきます。

(4) 議案第4号 行橋市立学校の児童及び生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則(案)について

○教育長 笹山忠則君

では、議案第4号 行橋市立学校の児童及び生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則案について、所管から説明をお願いします。

○教育部長 米谷友宏君

引き続き、米谷でございます。議案第4号の2枚物の冊子を御覧いただきたいと思えます。今回、児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収、御家庭から共済掛金を徴収する際の規則を新たに設けようとするものでございます。

この制度につきましては、既に毎年行っておりまして、次のページを先に御覧いただきたいと思いますが、いわゆる今までというか、この共済給付の制度そのものについては、ちょうど2枚目のページの中ほどにございます参考条文、独立行政法人日本スポーツ体育振興センター法の条文がございまして、この内容を準用して、この制度運営をやっておりました。

ただし、これではなくて、本来やはりきちっと市のほうで、この掛け金の徴収については、規則で定めるほうが望ましい、ということからそこに書いてございます、今回大きくは、一つは共済金の掛金の金額、それと掛金を免除する場合の対象は誰かということ、これを主に定めたいということで、規則を定めようとしておりまして、まず共済金の掛け金につきましては、まず、ちょっと順番がずれますけれども、センター法とはもう一つ下のほうの中段にセンター法施行令第7条というのがございまして、共済金の掛金という欄がございまして、各年度について、児童生徒一人あたりから次に掲げる学校の区分に対し、当該各号を定めること、ということ、義務教育諸学校については920円ですよ、という定めがございまして、

ただし、下段に第10条、学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲ということで、この17条の制令で定める範囲については、次の各号に掲げる学校の区分に応じて当該各号に定める範囲とする、ということ、義務教育諸学校については、この範囲が10分の4から10分の6までの範囲内で徴収する範囲を決めていいよ、ということでございます。いわゆる40%から60%ということで、本市におきましては、現状もそうですけれども、ちょうど2分の1、10分の5の460円を掛金として保護者からいただき、残りの460円は市のほうで負担するということといたしております。これで、この分の460円とすることを定めようとしております。

また対象者につきましては、少し戻って恐縮ですが、先ほどの参考条文の下のセンター法第17条の4の波線を引いておりますけれども、但し書きから下でございます。当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる、ということで、経済的理由によって納付することが困難である、ここについては、いわゆる要保護、準要保護の適用をみるというかたちで規定をしようとしております。

それをもちまして、1枚前のページを見ていただきまして、引用してくる体育スポーツセンター法並びに施行令におきましては、それに基づいて準用します。またはそれに基づき必要な事項を定める、ということをして第1条の趣旨を設けるとともに、先ほど申しました共済掛金の額につきましては、センターが定める920円の2分の1相当額、年額460円とする、というかたちで、共済金の額を規定いたしております。

また免除規定につきましては、先ほどの経済的理由により納付が困難とする位置づけとしましては、第3条の第1項第1号にございますように、生活保護法の第6条に規定する要保護者、第1項第2号には、生活保護法第6条第2項に定める要保護者に準ずるものとするということによって、準要保護者、この二つの方を徴収免除とする、この3条にわたる規定で、今まで全部法と施行令を読みに行っていたというかたちの部分を、きちっとしたかたちで、市の規則の中で対象者であったり掛け金を定めることとさせていただきます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。今の説明のとおりでございます。児童生徒の災害給付、災害共済給付にかかる共済掛金でございます。免除規定も揃っております。これに関しまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございます。それでは、この規則の制定に関しまして、賛否を問わせていただきます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

ありがとうございます。それでは、これを制定させていただきました。

(5) 議案第5号 行橋市いじめ問題調査委員会条例(案)について

○教育長 笹山忠則君

それでは、議案第5号に入らせていただきます。行橋市いじめ問題調査委員会条例案についてであります。これは所管の指導室に説明をお願いします。

○指導室長 山本有一君

指導室の山本です。10月にいじめ問題調査委員会に関する要綱設置について、この

場で説明をさせていただいたところですが、この委員会の設置につきましては、市町村の努力義務とされており、京築管内で調べたところ、現在、3市町で設置をされている。しかし今後さらにこの委員会の重要性が増してくる状況でございますので、この度、本市においても条例に基づいて設置を進めることになりましたので、条例案について説明をさせていただきます。

まず趣旨でございますが、第1条に、この条例はいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、行橋市教育委員会に行橋市いじめ問題調査委員会を設置する、としております。この第28条第1項の規定というのが、この重大事態について、当該学校の設置者またはその設置する学校のもとに組織を設け、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする、というふうに述べられております。それに基づきまして、その重大事態というものにつきましては、一応、定義として、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。それといじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされているという疑いがあると認める事態、大きくこの二つが重大事態ということで、具体的には児童生徒が自殺、そういうのが起きた場合とか、身体に重大な障がいを負った場合とか、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等々、そういう状態を重大事態と考えております。

学校のほうで、これはいじめの結果ではない、あるいは重大事態とは言えない、というふうに学校が考えたとしても、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査に当たらなければならない、というふうになっておりますので、やはり今後こういう状況が出てくる頻度が増えてくるんじゃないかと思っています。

それを受けまして、この条例案ということなんですが、組織としましては、調査委員会は、委員5人以内で組織をするようになっております。そこに挙げておりますような方、教育委員会が委嘱をするかたちになります。委員の任期は2年でございます。

2枚目を御覧ください。会議第6条のところでございますが、通常の場合と同じように調査委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。そして第4項のところですが、議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見、もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。5項、会議は原則として非公開とする、このような条項もこの中に入れております。

このようなかたちで行橋市いじめ問題調査委員会の条例の案を設置したいと考えております。御審議をお願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

では、ただいま説明のございました事柄に関しまして、御意見、御質問等をお願いい

たします。

大宮委員。

○委員 大宮克弘君

これは、虐待等が入ってないんですね。

○指導室長 山本有一君

はい、虐待はこの中に入っておられません。

○委員 大宮克弘君

そうすると、この調査委員会の権限は明記されているのでしょうか。調査委員会を立ち上げるのはごもつともなんですけれども、じゃあ調査委員会にどこまで権限があるのか、調査するというからには、誰かを強制的に招集しなければ。教育の問題ですよ。例えば学校であれば一番の責任者は校長、教頭、あるいは関係した教諭、そういった方々を委員会が認めれば招集して話を聞く、招集させるという権限があるのか、ないのか。

調査をされると言われても、調査方法というのはいろいろあると思いますが、具体的に、じゃあ特にどこまでの権限があって、それに調査委員会からの呼び出しには、例えば学校長が調査委員会から当該教諭が呼び出しを受けた場合は、必ずそれに出席、呼び出しにはこたえなければいけない、というような条文がなければ、どうなんでしょう、その辺が曖昧になるような気がしますけど。

○教育長 笹山忠則君

第6条の4に、一応、議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる、というぐあいにあります。ただ、民間の方に対して、この条文が適用して強制力を持たせられるかというのは、ちょっとそこまでは、これは想定していないと思います。ただ市の職員に関しましては、当然ながら市が設置した条例、規則でありますので、それに関しては・

○委員 大宮克弘君

これは、指導室長、6の2というのは、そういういま教育長が申されたような意味合いのことなんですか。それともこの委員会のメンバーが揃っていない場合に、その委員会の委員として準ずるようなことを呼んで話を聞くことができるということでしょうか、どちらでしょうか。

○指導室長 山本有一君

教育長の一応お話された内容で、自分は捉えていました。ですから、このいじめに関して、当然学校の長を含めた、かかわった担任等の教職員も出てきますし、保護者のほうもこの議長が必要と認めるとき以外の者の出席というところで考えられるかなというふうに思っております。

委員が言われますように、この示し方で強制力がどこまであるかというのは、御指摘

された通り、少し曖昧な感じがするかなと、どう取られるか、人によって違うかなと思います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

それはだけど、調査というのは、警察でも要は犯罪で任意同行とかもあるけれども、強制力があるというのは、実行犯か何かでないと強制して取り調べとか何とかできないわけでしょ。世の中にもいろいろ調査委員会とかがあるじゃないですか、いま日本大学の問題とかいろいろあったけれど、強制力はどこもないでしょ。だからそれはあくまでも頼んで、学校だったら学校の長に、その上であれば教育長に依頼して、これこれこういう教員に調査をしたいから時間を取ってください、とか、そこから調査が始めるんじゃないですかね。

だから強制力がないというのは、ありようがないと僕は思うけど。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員の御指摘に対しまして、いま申し上げましたように、市の職員に関しまして、あるいは市の教育長が指示できるものに関しましては、教育長判断でここに出頭して意見を、あるいは資料の提出する、ということは可能だと思います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

調査委員会自体に権限を与えるというのは、僕は難しいと思います。それは、要は教育長にお願いしますと、それは言えると思うけども、だから例えば一般人とかになっても、それは直接依頼してお願いするしかないと思うんですよね。それは一応、教育委員会の中にあるから、委員さんが直接動かなくても、これこれこれとやるとか、保護者なり説明を聞きたいから調整をしてくれよ、というのは事務局にお願いして動くことだと思います。

○教育長 笹山忠則君

お願いをすることに関しまして、教育委員会としては協力をさせていただきますが、それ以上の協力に対して・・・

米谷部長。

○教育部長 米谷友宏君

指導室長、28条第1項の規定は、手元にありますか。

○指導室長 山本有一君

はい。

○教育部長 米谷友宏君

ちょっと28条第1項の規定は、いじめ問題調査委員会は、設置することができる、ですか、する、ですか。

○指導室長 山本有一君

行うものとする。

○教育長 笹山忠則君

義務規定ですね。

○教育部長 米谷友宏君

行うものとする。このいじめ防止推進法第28条1項に基づき、ということで、設置をしますということで、しなければならない、ではなくて、調査をするもの、ということで、第三者機関として、いじめ問題調査委員会を別途教育委員会とは別の組織として外部委員会を置きましょう、ということがまず全体となっております。

ですから、調査事案に対しましては、この外部委員会に調査を委員会のほうから委託をするというか依頼をすることに伴って、そこからスタートが始まります。

所掌事務に記載のとおり、重大事態に対する事実関係を明らかにするために必要と認められる調査ということでございまして、結果は委員会に報告しますよ、ということなので、先ほど来、末次委員がおっしゃるとおり、強制権、もしくは強制捜査権みたいなものはございません。いわゆる強権の持ったものはございません。ただし、事実関係の必要なものというところに、理由があれば調査依頼、もしくは出席依頼等々については、第6条の第4項にありますように、委員以外の者の出席というのは、主にはこのいじめ事案についての調査ですので、児童生徒が対象ということの中から推察いたしますと、委員会以外の出席を求める対象となるのは、一般的に現場の先生、いわゆる教職員、もしくは管理職、場合によっては保護者の御意見等々、資料等々があれば、そういうかたちもあるかもしれませんが、当事者ですので、一番調査依頼の対象というのは事実確認がメインとなりますので、主には学校関係者の方、場合によっては一部、例えば傷を負ったとか傷があるということになれば、医療機関の先生の御意見等も伺うケースもあるかもしれませんがけれども、そういったかたちであくまで依頼の範疇ではないかと思っております。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員。

○委員 大宮克弘君

この委員会は、いわゆるいじめがあったことに対しての、それを解決するというのが趣旨ではなくて、ですよ。

○教育部長 米谷友宏君

そうです。事実確認です。いじめの実態調査です。どういう状況でという。

○委員 大宮克弘君

そうですね。

○指導室長 山本有一君

すみません。一応よく世の中であるパターンとして、いじめを認知するかしないかという段階、それからいじめ、だからこの調査によって、これはやはりいじめだというふうにきちんと調査の結果が出る場合と、もういじめだというふうに認知している、その上で、じゃあどういう対策を今後学校なり関係機関がしていったらいいかという、そういうところの提言等も僕は入ってくるんじゃないかと。

○委員 大宮克弘君

そこです、やはり実際にいじめとかの関係で意見を求められたり、携わったことがあるんですけど、いじめがはっきりある、あるいは、いじめによってけがを負った、傷害を負った、その事実関係がはっきりしている場合ですね、これは当然明らかにけがですね、血が出るようなけがだとか、ひどく誰が見ても分かるようなけが、この場合はもう警察が入るんですよ。そして大体皆さん、弁護士を立てられます。例えばはっきりしないような抽象的ないじめの場合、中々司法が入ることが難しいとかいう場合は、ちょっとまた話が違うんですけど、明らかに殴ったとか傷害を負わせたというときは、事実関係だけは司法が入って弁護士が入ってというふうになりますけど、そういったときの場合の対応というのは、この委員会の位置づけというのは、先ほど私は最初に言いましたが、事案についての報告ということになるんでしょうか。

結局そこまでいったら、けがを負わせた、それがはっきりしている。誰が誰に対して、どういうことをやったということがはっきりしているということで、この調査委員会にあがってきて、じゃあ今後どうしようということに、それは話の一つではあると思うけれど、そこまではっきりしてしまったら、当然中学生であれば、ひどい暴力をふるっていじめをしてしまったとかいうことになれば、それはもうすぐに警察に逮捕、もう中学生も逮捕されますので、逮捕されてすぐに少年だから少年法に基づいて保護観察処分にするのか少年院に行くのか、そういう司法に話がっちゃうわけですけど、それはまた別問題、そうなった分に関しては、もうこの委員会というのは報告だけということになるんでしょうか。

あるいは、けがをしなければ、僕が経験したことがあるのは、明らかにけがとかじゃなくて、精神的な苦痛を与えられたという、いじめは大体そういうものが多いんですけど、その事実関係をお互いが認めたくないというケースもあるんですね。その場合、結構それでも親御さんたちですね、自分たちでやっぱり中々解決ができないので、間に大体弁護士が入ることが多いんですね。実際に弁護士さんが入って、じゃあどうするのか、どうしてくれるのか、というふうなところのお話をするというようなケースもありますので、その辺で、調査委員会の位置づけ、僕はどういうところまで権限があるんですか、と言ったのは、その辺のところはいろんなケースがあると思いますけど、そこをちょっとはっきりしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○教育長 笹山忠則君

28条の2項には、大変重い結果が出ています。例えば自殺したとか、継続的に大きな金額を親が知らないときに取られているとか、だからそういうような事がらが重要事態であるというぐあいに決められておりますので、その事態になったときには、必ずというか、それが分かり次第、教育委員会としては第三者委員会の立ち上げを行う。

もう警察が入って分かっているというときにやるかどうかは、ちょっとケースバイケースであるんでしょうけども。

○委員 大宮克弘君

いろんなケースに対応しないといけないと思います。

○教育長 笹山忠則君

だから先ほど大宮委員がおっしゃったような重大事態で、なおかつこの事実関係をお互いが食い違っているとか認め合わないというようなかたちになれば、当然、こういう事態のいじめ問題の委員会が立ち上げられるというふうに考えております。

○教育長職務代理者 末次龍一君

第三者的な立場でないと調査できないことが多いと思うし、教育委員会が直接調査できる内容もあるかもしれないけれど、できないところ、それはやはりこういう委員会をつくらないと、真の真実が見えてこないかなと思います。

○指導室長 山本有一君

教育委員会としましては、やはり学校から、いじめの報告書とかもちゃんと上がってきますし、そのときにどういうかたちで対応してくれということで、指導助言を常々していっております。しかしやはりそこだけでおさまらない状況が出てきた場合に、やはりこの第三者委員会を立ち上げていくというかたちで考えています。

大宮委員からいただいた、たぶんその警察の捜査というか、そことまた併行してというかたちになる場合もあれば、もうこれは完全に警察に、司法に完全に任せてしまわなければいけない、弁護士を入れなきゃいけない場合、いろいろパターンがあると思いますので、そこを含めて考えながら、一応、委員会と第三者委員会のほうでそういう事案が出てきたときに、どのケースでどういう対応が一番いいのかを考えながらやっていきたいと思っています。

○教育長職務代理者 末次龍一君

今まではそこまでしていなかったか分からないけど、今はやはり世の中が複雑で難しくなっているんで、早々に委員会を立ち上げたほうがいいと思います。

○教育長 笹山忠則君

そうですね。できる限りこの重大事態であるという認識を幅広く捉えて、我々のほうも早急にこれを対象として対応していきたいと考えております。

今までこういう第三者委員会を立ち上げるということをやっておらなかったもので、今回とにかくこの委員会を設置して、今後はこの委員会で客観的に調査をしていただくというかたちを取りたいと思っております。

○委員 大宮克弘君

最後に、この候補者はまだ全く白紙の状態ですか。

○指導室長 山本有一君

ある程度、いま検討しております。

○教育長 笹山忠則君

他に御質問、御意見等はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

そうしたら、これでこの条例の設置に関しまして、委員会としてこれを上程するかどうかの採決を取らせていただきます。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

ありがとうございます。それでは、これを決めさせていただきました。

(6) 議案第6号 人事案件

○教育長 笹山忠則君

では議案第6号に入るわけですが、この第6号は人事案件でございますので、非公開で審議をしたいと考えます。それに関しまして、皆様の御意見を伺いたいと思います。非公開で審議するという事によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは、非公開にさせていただきます。

それでは、関係の以外の方の退席をお願いします。

ここで5分くらいの休憩をさせていただきます。

休憩 15時34分

再開 15時45分

(議案第6号は非公開のため、議事録はなし)

○教育長 笹山忠則君

議案第6号の人事案件について、ご承認をいただきました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しましたので、定例教育委員会を閉会いたします。

閉会 16時05分